

北海道地域航空推進協議会

規 約

(目 的)

第 1 条 本会は、北海道における地域航空ネットワークの形成を推進し、本道の経済や産業の振興に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、「北海道地域航空推進協議会」と称する。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道の航空ネットワークの形成及び空港の活性化に向けた検討及び対策
- (2) 上記に係る調査研究
- (3) 会員相互の情報交換及び連絡活動
- (4) その他本会の目的達成のための必要な活動

(組 織)

第 4 条 本会は、本会の目的に賛同する道内の地方公共団体、関係団体等をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 本会に、会長 1 名、副会長若干名、理事若干名、監事 2 名の役員を置く。

- 2 役員は総会において選任し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 務)

第 6 条 会長は会務を統轄し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は本会の会務を処理する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(顧 問)

第 7 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱するものとする。

(会 議)

第 8 条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 規約の改正
- (3) 事業計画及び事業収支に関する事項
- (4) その他重要事項

3 理事会は必要に応じ開催することとし、本会の事業運営に重要な事項を審議する。

(幹 事 会)

第 9 条 本会の事務を円滑に処理するために、会長が指名する幹事若干名をもって構成する幹事会を設けることができる。

(部会の設置)

第 10 条 本会が行う事業等に関する専門的な事項について、調査及び検討を行うため、本会に会長が指名する委員若干名をもって構成する部会を設けることができる。

(資産及び会計)

第 11 条 本会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事 務 局)

第 12 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 本会の事務局は、会長が指名する団体がこれにあたる。

(そ の 他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が定める。

(附 則)

1. この規約は、平成3年2月12日から施行する。
2. この規約は、平成10年10月30日から改正施行する。
3. この規約は、平成22年10月13日から改正施行する。